

5 子ども、市民、行政との対話について

(1) 子どもとの対話

実施時期 2012（平成24）年8月15日

実施場所 川崎市子ども夢パーク

対話の対象 川崎市子ども会議メンバー 14人

子どもとの対話では、事前に委員が子ども会議を傍聴し、子どもに対話の趣旨を説明して協力を依頼するなどして、子どもが意見を言いやすい雰囲気作りに努めた。

対話では、まず、川崎市の広報・啓発媒体に関して意見を聞いた。

- 条例のパンフレットは、見たことがあると答えた子どもは半数以下であった。見たことがあると答えた子どもの中には、子ども会議で見たが学校で見たかは憶えていない、学校で配られたが何も話は聞いていない、と答えた子どももいた。
- ホームページを見たことがある子どもは少なかった。
- 川崎市オンブズパーソンのカードは、見たことがあると答える子どもが多かった。
- 権利学習のテキストについて、配られたが見ていないという子どももいれば、小学校の授業で使ったことがあると答えた子どもがいた。ただ見るだけではなく、テキストに自分で書き込んでいくのはわかりやすかった、と答えた子どもがいた。
- そのほか、権利について、講演会を聞いた、C A Pの人が来て劇をやっていた、いじめを体験した人の親の話を聞いた、という発言があった。わかりやすかった、印象に残った、という感想であった。

次に、子ども会議の市長への提言とその回答について、意見を聞いた。

- 提言は、おとなにも子どもにも子どもの権利条例について知ってもらいたいと思ってまとめた。
- 人権やいじめについての授業はあるけれど、条例についての授業はないので、条例についての授業をやってほしいと提言した。子どもの権利条例だから、子どもに知ってもらいたいと思った。
- 子どもの権利の教材を作っている、子どもの権利学習をやっている、という回答だが、記憶がない。ということは、インパクトを与えていないのだと思う。そもそも配っていない学校もあるかもしれないし、配っただけというのは、子どもの権利について学校はあまり考えていないということにつながると思う。
- ただ配るだけではなく、どうおもしろく伝えていくかを考えてほしい。
- 教材は、文字ばかりでなく、イラストがあつたり、カラーの方がわかりやすい。漫画だと子どもは読むと思う。子ども会議でも子どもの権利についての4コマ漫画を作つてみた。

その後、「子どもの権利についての授業」をテーマに、「盛んに行うべき」「授業の必要はな

い」という意見に分かれて、ディベートを行った。

「盛んに行うべき」のグループからは、

- 大切なことだから授業でやるべき。
- 子どもにとって大切だから、授業で繰り返し学ぶ機会があるとよい。
- 1年に1回では頭に残らない。
- 先生にも人権について知ってもらうべきで、そのためにも授業でやってほしい。
- 子どもが授業を聞いて、子どもが両親に教えることも大切。
- 「授業の必要はない」のグループからは、
- 子どもの人権を知ることは大切だが、授業でやらなくてもよい。
- 授業では先生に負担がかかる。
- 授業ではなく、外部講師を呼んで、子どもも保護者も先生も学べるような講習をやるとよい。
- 授業より講演会などのイベントの方が、記憶に残る。
- 講演会は授業をつぶしてしまうので、月1回、朝会で先生が話をすればよい

等の意見が出されていた。

いずれのグループも、子どもの権利や条例について子どもが教わることは必要であるという意見であり、そのうえで、教え方、伝え方についての討論となつた。

(2) 行政との対話

実施時期 2012（平成24）年8月21日、30日

実施場所 川崎市役所明治安田生命ビル2階第3会議室

対話の対象 市民・こども局人権・男女共同参画室、こども本部青少年育成課

こども本部こども福祉課、こども本部保育課、こども本部こども家庭センター
市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当

教育委員会人権・共生教育担当、教育委員会指導課、教育委員会生涯学習推進課

教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター

詳細は、「6 子どもの権利に関わる広報・啓発に関する行政各部署との対話について」のとおりである。

(3) 市民との対話

実施時期 2012（平成24）年 9月 6日

実施場所 川崎市高津区役所5階第1会議室

対話の対象 子どもの人権に関わる活動をしている市民活動団体の代表 8人

参加市民団体については、平成23年度かわさき子どもの権利の日市民企画事業に参加した15団体に呼びかけ、そのうち「国際ソロップチミスト川崎」「川崎の親子を考える会」「子育て・育児者支援グループ「わたぼうし」「かわさきバンビーノアカデミア」「NPO法人ウィ

メンズハウス・花みずき」「アサーション川崎くじらの会」「NPO法人グループ・ビボ」「麻生プレーパークを創る会」の8団体（順不同）に参加していただいた。

最初に子どもの権利委員会より、「実態・意識調査」から見える子どもの権利条例の認知度や、子どもとの対話、行政との対話で話題となったことなどを紹介したうえで、市民活動団体の方々と、

- ①子どもの権利条例の認知度と川崎市における子どもの権利の状況
- ②条例の広報・啓発が市民に届いているか。（広報媒体を見ながら検討）
- ③条例の認知度が下がっているのはなぜだろうか。どこに問題があるのだろうか。
- ④条例を知り、それが活用されるためにはどうしたらいいか。

について、対話をを行い、次のような意見が出された。

- 子どもが条例を知っているということは、子どもに何か起きたときの拠り所となる。地域や学校などに相談できる、相談してよいのだ、という安心感が持てる。
- 子どもにとって、安全、ありのままで生きる権利は大切である。これを学校や親が子どもに知らせることの大切さを感じている。
- アンケート結果だけでは、条例の認知度が低いとは言えないのではないか。川崎市は転入てくる子どもも多いと思うが、そういう子は条例を知らないので、数字が下がるのは自然なことかもしれない。
- 学校でも、親どうしでも、条例について話題になることがあまりない。
- 乳幼児やその保護者に対する広報・啓発が十分ではない。
- 小さな子どもは、親に気持ちを伝えることが最初のコミュニケーション。学校で先生が子どもに条例をわかりやすく教えることも大事だが、もっと小さな子どもの権利を保障するためには、親や保育に関わる人など、子どもにとって身近なおとなが子どもの権利をしっかりと理解していることが必要である。そのような身近なおとなに対する啓発も大切だが、現状では十分ではない。
- 親が早い段階で条例を知るために、母子手帳に子どもの権利条例を載せたり、母親学級で広報するなどしてほしい。
- パンフレットは、文章だけなのでなかなか伝わらない
- 駅の大型スクリーンは効果が高いと思う。コストがかかるが。
- パネルもいいが、大きすぎるので、模造紙1枚分くらいのものを作るといろいろな場で使いやすいのではないか。
- 講演会などは印象深いので、権利について知らせるよい機会になると思う。
- 権利という見えないものを見るようにすることが大事だと思う。ミュージカルや権利ダンスなど、みんなが関わりやすく、感情が感じられる参加型の取組がよいのではないか。
- 子どもの権利の日のイベントは、参加した人が家庭に持ち帰って家族で話すことができるという点で、今後も続ければよいと思う。
- 条例の認知とは、単に条例を知っているかどうかではなく、条例がどれだけ子どもの権利を守れているかということを見るべきではないか。

- 条例の認知については、相談や救済が充実することを重視すべきだと思う。いじめが問題となっているが、子どもに対して単に相談を強制するだけではかえって子どもを追い詰めることになるかもしれない。地域への啓発が重要だと思う。
- 「地域」という曖昧な言葉の中に子どもを投げ込んでしまうのではなく、(権利についての話に限らず)いろいろな話の中で親がリラックスできる形で考えるべきだと思う。
- 条例の広報は大事である。子どもを守れるよう、子どもに届く、子どもへのサービスにつながる広報が必要だと思う。
- いじめ、ひきこもりの子を持つ親の話を聞くことが多いのだが、そのような子どもの周りにいるおとなを変えていく動きや、子どもの声を聴ける体制を検討して欲しいと思っている。

6 子どもの権利に関わる広報・啓発に関する行政各部署との対話について

(1) 行政各部署との対話の目的

川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）が、市長から諮問された「子どもの権利条例の広報・啓発について」に関する施策（事業）を検証するにあたり、川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室から権利委員会の答申にあたって協議資料として提供された「川崎市子どもの権利に関わる広報・啓発について～府内検討結果～」（2012（平成24）年3月）をもとに、関連事業を実施している行政各部署と本市における子どもの権利の保障を図るために効果的な広報・啓発について対話することにより、市長への答申（検証結果の報告）を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 対象部署

- ① 市民・こども局人権・男女共同参画室
- ② 市民・こども局こども本部青少年育成課
- ③ 同 こども福祉課
- ④ 同 保育課
- ⑤ 同 こども家庭センター
- ⑥ 市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
- ⑦ 教育委員会事務局人権・共生教育担当
- ⑧ 同 指導課
- ⑨ 同 生涯学習推進課
- ⑩ 同 総合教育センター

(3) 対話の方針

下記に記す川崎市が実施している子どもの権利に関わる広報・啓発事業のA「子どもの権利条例の広報・啓発」、B「子どもの権利に関する事業の広報・啓発」、D「子ども向け広報・

啓発」分野について、所管局ごとに現状・成果、課題について対話する中で、子どもの権利に関する広報・啓発の効果的な方法や今後の展望について聴き取る。

広報・啓発事業の分類

分野	検討項目（参考事業）	対象事業例
A	子どもの権利条例の広報・啓発 (3事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき子どもの権利の日事業 ・条例に関する職員研修 ・条例パンフレット作成・配布
B	子どもの権利に関する事業の 広報・啓発 (37事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードの配布 ・オンブズパーソン子ども教室 ・子どもに関わる施策等職員研修
C	子ども施策に関する広報・啓発 (45事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てガイドブック ・母子健康手帳 ・子育てサロン
D	子ども向け広報・啓発 (15事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例こどもページ ・区役所キッズページ ・各施策の子ども向け啓発資料

(4) 対話の内容

ア 行政各部署の設置目的と子どもの権利との関わり

- 所管局の設置目的
- 子どもの権利とのかかわり
- 子どもの権利条例をどのように位置づけているのか
- 子どもの権利に関する広報・啓発とそれに関わる事業の実施状況

イ 広報・啓発の対象

- 教職員への広報・啓発
- 市民への広報・啓発
- 子どもへの広報・啓発

ウ 広報・啓発の手法

- 質的側面
 - ⇒教職員向け研修内容、条例との関係、担当講師、研修時に使用する資料
 - 市民向け広報・啓発事業の内容、条例との関係
 - 教科・教科外活動における子どもの権利学習の内容
 - (総合学習・ホームルーム等、発達段階における子どもの権利学習の内容)
 - 広報媒体の内容、デザイン、伝わりやすさ
 - 効果的な各種メディアの利活用
 - 参加・体験型実践研修／権利学習の手法
- 量的側面
 - ⇒教職員向け研修の回数、研修を受けた人数

研修機会の確保・継続性

市民向け広報・啓発機会の確保

教科・教科外活動における子どもの権利学習の時間数（総合学習・ホームルーム等）

学校以外の場所での子どもの権利学習の機会の確保

広報媒体配布の場所、回数、分量

条例の出現頻度

エ 広報・啓発の媒体

- 条例パンフレット・リーフレット

- ポスター

- クリアファイル、下敷などの配布物

- 相談カード（SOSカード、人権オンブズパーソンカード、「ひとりで悩まないで」など）

- 教科書・副教材

- DVDなどの動画

- 関係機関・団体などの広報誌

オ 子どもの権利に関する意識の向上

- 子どもの権利を尊重するまちづくりの主体者であるという意識啓発

- 子どもの権利を保障する専門職としての教職員という意識啓発

- 学校・地域社会における子どもの権利学習の推進

カ 広報・啓発の効果

- 教職員／市民／子どもの条例の認知度をどのようにみているか

- 教職員研修の効果（P D C Aサイクルによる効果の検証）

キ 今後の課題と取組

- 現状・成果を踏まえたうえでの今後の課題と取組

- 市民や子どもの声を踏まえてどのような取組をするか

- 教職員／市民／子どもの条例の認知度を上げるとともに理解を深めるために

ク 他自治体からの学び

- 他自治体における条例の広報・啓発で有効だった手法を学ぶ

⇒メディアの利活用、権利学習の手法等

ケ 広報・啓発の主体者の養成

- 専門職としての教職員養成

- N P Oなど各種団体構成員の専門性の養成

- 子どもの権利ファシリテーターの養成

- 子ども支援人材の養成

- 子どもの権利に詳しい子どもリーダーの養成

- 子どもの権利を学ぶピア・サポート体制の構築

- 既存の認証制度の利活用

- 市独自の認証制度の新規創設（例、子どもの権利広報・啓発サポート等）